

令和6年

峡南医療センター企業団議会 第2回臨時会会議録

令和6年12月20日 開会

令和6年12月20日 閉会

峡南医療センター企業団議会

令和6年

峽南医療センター企業団議会
第2回臨時会

12月20日

令和6年峽南医療センター企業団議会第2回臨時会（1日目）

令和6年12月20日
午後 2時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 副議長選挙の件
日程第5 議会運営委員会委員の選任について
日程第6 議案第6号 峽南医療センター企業団の債権管理に関する条例の制定について
日程第7 議案第7号 令和6年度峽南医療センター企業団会計補正予算(第2号)について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 一之瀬 滋 輝 | 2番 | 新 津 千 吉 |
| 4番 | 丹 澤 孝 | | |
| 5番 | 一 瀬 正 | 6番 | 秋 山 仁 |
| 7番 | 小 林 有紀子 | 8番 | 青 柳 光 仁 |
| 9番 | 鮫 田 洋 平 | 10番 | 井 上 光 三 |

3. 欠席議員（1名）

3番 秋 山 豊 彦

4. 会議録署名議員

4番 丹 澤 孝 8番 青 柳 光 仁

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
(6人)

| | |
|----------------------------|-----------|
| 企 業 長 | 河 野 哲 夫 |
| 経 営 管 理 局 長 | 山 田 芳 男 |
| 経営管理局総務人事部長 | 石 井 よ し み |
| 市川三郷病院事務部長 兼 ケアセンターいらか事務部長 | 志 村 敦 |
| 富士川病院事務部長 | 米 山 裕 士 |
| サンビューふじかわ事務部長 | 大 森 博 之 |

6. 職務のため出席した者の職氏名 (3名)

| | |
|---------|---------|
| 議会事務担当 | 久 保 真 人 |
| 議 会 書 記 | 渡 辺 裕 太 |
| 議 会 書 記 | 鶴 田 賢 人 |

開会 午後 2時00分

○経営管理局（久保真人君）

定刻になりました。

本日は、令和6年峡南医療センター企業団議会第2回臨時会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめの進行役といたしまして、私、総務人事部の久保が務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。

ご起立ください。

相互に礼。

ご着席ください。

なお、本日は市川三郷病院の久保寺院長および富士川病院の渡邊院長から診察のため、また秋山豊彦議員についても、欠席のご連絡がありましたので、ご報告をいたします。

それでは、鮫田議長、よろしく願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

皆さま、ご苦労さまです。

議員各位には、公私ともに大変ご多忙のところ、本企業団議会の第2回臨時会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、8月の定例会において、令和5年度峡南医療センター企業団会計決算が認定されました。新型コロナウイルス関連の補助金が大幅に減少し、患者・利用者の減少も影響して2億4,257万円の赤字という状況でありました。

さらに、令和6年度につきましても令和5年度を上回る赤字になる状況にあります。

医療・介護を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、深刻な医師・看護師不足、さらには、多様化した医療ニーズと高度化への対応、診療介護報酬の改定、働き方改革などと、厳しい状況が増しており、また、感染防止対策など過酷な対応に追われております。

このような厳しい状況の中で、職員の皆さまには大変ご労苦をいただいていることに感謝とお礼を申し上げます。

さて、市川三郷病院の改修工事、改修スケジュールおよび経営強化プランの一部改正について、11月26日に開催いたしました施設整備検討委員会の進捗状況を、本日、全員協議会でもお示したところでございます。

持続可能な地域医療提供体制を確保するため、公立病院として果たすべき役割や機能を明確化・最適化していかなければなりません。

地域の医療・介護にたずさわる企業団職員の皆さまにおかれましては、さらなるご活躍をご期待申し上げます。

議会といたしましても、企業団と情報の共有を図りながら、協力、支援をしてみたいと思っております。

さて、本臨時会に提出された議案につきましても、企業長から説明がありますが、慎重な審議をよろしく願いいたします。

日増しに寒くなってまいりました。

議員各位には、健康に十分ご留意され、ご活躍されますようお願い申し上げます、開会のあいさ

つといたします。

本日の出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回峡南医療センター企業団議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

なお、議事日程につきましては、議長において作成し、お手元に配付した議事日程としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

○議長（鮫田洋平君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則114条の規定によって、

第4番 丹澤 孝君

第8番 青柳光仁君

以上2名を指名いたします。

○議長（鮫田洋平君）

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（鮫田洋平君）

日程第3 諸般の報告。

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

9月25日、10月29日、11月26日に例月出納検査（7月度、8月度、9月度）が行われ、監査委員から検査の結果、相違ないとの報告がありました。

続きまして、諸般の報告を行います。

議会事務局長による報告書の朗読をもって、議長からの報告といたします。

議会事務局長、石井よしみ君。

○議会事務局長（石井よしみ君）

報告いたします。

市川三郷町議員の変更により、令和6年9月13日に、高尾貫議員より鮫田議長に対し、副議長の辞職願が提出され、同日、辞職の許可を得ました。

ここに報告いたします。

以上です。

○議長（鮫田洋平君）

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（鮫田洋平君）

日程第4 副議長選挙の件を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、丹澤孝君を指名することにしたいと思っております。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、丹澤孝君を副議長の当選人に決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、丹澤孝君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、丹澤孝君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

丹澤孝君、副議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。

○副議長（丹澤孝君）

副議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆さま方のご推挙をいただきまして、峡南医療センター企業団議会の副議長をお引き受けさせていただくこととなりました。

大変光栄なことと思うと同時に、その責任の重さを改めて認識しておりますのでございます。

ご推挙を受けたからには、副議長として議長を補佐し、企業団議会ならびに峡南医療センター企業団の発展のために尽くしてまいりたいと思っております。

議員の皆さまをはじめ、企業団執行部の皆さまのご指導、ご協力をお願い申し上げます、副議長承諾のあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

議員各位のご協力によりまして、副議長が選出されました。

ご協力ありがとうございました。

○議長（鮫田洋平君）

日程第5 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員名簿配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時09分

○議長（鮫田洋平君）

休憩を解いて再開します。

議会運営委員会委員の選任につきまして、委員会条例第5条第1項により議長が議会に諮って指名することとあります。

議会運営委員会委員に新津千吉君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（鮫田洋平君）

日程第6 議案第6号 峡南医療センター企業団の債権管理に関する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

議案第6号 峡南医療センター企業団の債権管理に関する条例の制定については、企業団の債権（診療料金、介護料金、健康診断料金など）の管理に関する事務処理について定めることにより、法令に基づいて適正な管理と確実な回収に努めるという基本姿勢を明らかにするとともに、債権放棄の要件等の規定を定めることにより、債権管理の適正化を図ることを目的として制定するものでございます。これが、この条例案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当部長から説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

議案第6号の補足説明を求めます。

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

2ページをご覧ください。

制定する峡南医療センター企業団の債権管理に関する条例（案）でございます。

読み上げます。

（目的）

第1条 この条例は、峡南医療センター企業団（以下「企業団」という。）の債権の管理に関

する事務の処理について、法令に定めがあるもののほか必要な事項を定めることにより、企業団の債権を適正に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において企業団の債権とは、金銭の給付を目的とする企業団の権利をいう。

(企業団の責務)

第3条 第1項 企業団は、法令及びこの条例の定めるところにより、企業団の債権の収納に努めなければならない。

第2項 企業団は、企業団の債権について債務者の状況及び滞納理由その他必要な事項の把握に努め、適切な処置をとるものとする。

(台帳の整備)

第4条 第1項 企業長は、債権を適正に管理するため、書面又は電磁的記録により台帳(以下「債権管理台帳」という。)を整備するものとする。

第2項 債権管理台帳には、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生及び徴収に係る履歴
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

(債権の放棄)

第5条 第1項 企業長は、企業団の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該企業団の債権及びこれに係る損害賠償金を放棄することができる。

(1) 債務者及び保証人が個人である場合には、次の各号に該当する場合をいう。

- ア 自己破産し配当が終了した場合
- イ 通常債権の場合には、行方不明となり、5年を経過した場合
- ウ 診療報酬及び介護報酬債権の場合には、5年を経過した場合
- エ 死亡した場合

(2) 債務者又は保証人が法人の場合には、清算事務が終了したとき。

(3) 当該債権につき消滅時効が成立し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあること。

(4) 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たない場合

(5) その他、債権の取立が著しく困難であると認めた場合

第2項 企業長は、前項の規定により企業団の債権を放棄したときは、これを議会に報告するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附則 この条例は、公布の日から施行し、令和7年1月1日から適用する。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長(鮫田洋平君)

提案理由および補足説明が終わりました。

これより議案第6号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、青柳光仁君。

○8番議員（青柳光仁君）

まず、第5条です。3ページへ移って、(1)債務者及び保証人が個人である場合にはとあって、アイウエオとありますけれども、これはざっと読むと、本人に対してということになっておりますけれども、単純に言うと、債務者及び本人に関する条例でありますので、債務者及び保証人が自己破産したとか、死亡したとかとも読み取れますので、本人が死亡した場合は債権放棄をするのかどうか、それとも連帯保証人に対しては引き続き督促、交渉をするとか、何かないと両名が死亡したときとか、両名が自己破産したときと取れるんですけど、このへんはどうでしょうか。

○議長（鮫田洋平君）

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

この死亡した場合というのは、両名が死亡した場合というところでお願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

8番、青柳光仁君。

○8番議員（青柳光仁君）

1つずつであれですけれども、その同じ債務者、保証人が個人である場合ということの(3)ですけれども、当該債権につき消滅時効が成立し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあることとありますけれども、援用という言葉は私も普段見た覚えがないので、ちょっと調べますと、大体、頭のほうに時効の援用とか、証拠の援用とか、抗弁の援用とか、何か頭が付くということで、要するに自分の利益になるようなことを主張するというのを援用というようですけれども、時効が成立すれば、時効に対して自分の利益を主張することなのか、「かつ」という言葉が使ってあるので、両方必要と取れるわけです。このへんは、いかがなものでしょうか。

○議長（鮫田洋平君）

経営管理局長、山田芳男君。

○経営管理局長（山田芳男君）

消滅時効につきましては、時期が来ますと消滅時効の成立要件になると考えております。ただ、要件が成立していても、本人がその援用をしない場合には、さらに債権を管理していく必要があると思っております。本人が援用する見込みがあれば時効が成立いたしますので、その時点で放棄すると考えております。

以上です。

○議長（鮫田洋平君）

8番、青柳光仁君。

○8番議員（青柳光仁君）

理解できました。

申し合わせにあるように、3つ目の質問ですけれども、現在の滞納状況、この条例が出る前は一度も欠損処理はしていないということでしょうか。

○議長（鮫田洋平君）

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

今のところ、しておりません。現時点で、約470万円ほどの債権がございます。

○議長（鮫田洋平君）

ほかに質疑はありますか。

6番、秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

先ほどの5条の件ですけれども、(1)のエの死亡した場合、先ほども出ましたけれども、この場合は債務者なり保証人が死亡したというふうに理解しているわけですが、例えば、その場合に、相続権が発生するというふうに理解しているんですけれども、そこまで追って、やっぱり回収をしなければならないと考えるんですけど、いかがなものでですか。

○議長（鮫田洋平君）

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

その件につきましては、取れるところまで取るということは考えておまして、未収金対策のためには、環境整備も含めて法律事務所にも委託して、なるべく多く回収しようと考えております。

○議長（鮫田洋平君）

6番、秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしましたら、相続権が発生しても回収すべきものは最後まで回収というふうに理解しました。

それから、(3)の当該債権につき消滅時効が成立してというふうにこの文書にあるわけですが、いわゆる時効の中断、これは2020年の民法の改正によって、時効の更新とふうになったと理解しているんですけども、このへんの時効の中断をやっぱりお考えにならないと、そうしないと回収ができない、時効が成立するというふうに考えられるんですけども、そのへんはいかがですか。

○議長（鮫田洋平君）

経営管理局長、山田芳男君。

○経営管理局長（山田芳男君）

申し訳ございません。時効の中断の方法がどのようにあるのかというところまでは全部承知をしておりますけれども、最終的にこの引当金を今、対象として徴収不能額というものを算出しております。この徴収不能額について、最終的には弁護士事務所等に委託をしまして、債権を管理して、取れるものは取っていくということで、一番最後に放棄ということを考えておりますので、その弁護士事務所にも相談をしながら、中断が必要なものについては、その措置を取っていくということにしたいと思っております。ただ、督促だけは継続的に行っております。

○議長（鮫田洋平君）

6番、秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

私が言っているのは、これは条例を定めるのであれば、やはりある程度は事務方で、弁護士事務所にもお願いするでもいいですけども、やはりこれはある程度理解をしておかないと、時

効の更新ということは非常に大事なことです。理解しないといけないのではないですかということを最後に申し上げたいと思います。

○議長（鮫田洋平君）

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

承知いたしました。意見ありがとうございます。

○議長（鮫田洋平君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり決定しました。

○議長（鮫田洋平君）

日程第7 議案第7号 令和6年度峡南医療センター企業団会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

議案第7号 令和6年度峡南医療センター企業団会計補正予算（第2号）については、令和6年度診療報酬・介護報酬の改定により、補正予算（第1号）で補正した病院事業収益および介護老人保健施設事業収益の実施時期が遅れたことによる検証、処遇改善およびベースアップ評価料の内容変更による増加、介護老人保健施設で実施する新型コロナウイルスワクチン予防接種が令和6年度から有償化されたことによる介護事業収益および費用支出の増加、車両売却による特別利益の発生、医療機器および医療施設整備の補償に伴い、緊急に整備が必要となる4条予算の増加に伴う令和6年度予算の補正でございます。

補正の詳細につきましては、経営管理局長から説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

議案第7号の補足説明を求めます。

経営管理局長、山田芳男君。

○経営管理局長（山田芳男君）

それでは、議案第7号の令和6年度峡南医療センター企業団会計補正予算（第2号）につき

まして、ご説明をさせていただきます。

議案書の5ページからご覧ください。同時に全員協議会資料の4ページ、令和6年度補正予算（第2号）概要を平行して見ていただくような形でお願いいたします。

まず、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正であります。

これは、令和6年度診療報酬および介護報酬の改定により、処遇改善・ベースアップ等を実施するものですが、届出実施時期が10月から12月に遅れたことにより、2病院2老健施設の収益を補正するものであります。

まず、第1款病院事業収益ですが、第1項医業収益を493万7千円減額いたします。

詳細は、別紙概要の番号1から4の令和6年度診療報酬の改定時期の変更による両病院の入院収益が452万2千円、外来収益が41万5千円の減額となっております。

次に、第2款介護老人保健施設事業収益ですが、第1項事業収益を62万3千円減額する補正であります。

詳細は、別紙概要により番号5と6の令和6年度介護報酬の改定時期の変更による両老健の介護老人保健施設介護料収益が300万8千円の減額と、番号7と8の新型コロナウイルスワクチン予防接種料による238万5千円の増額により、合計62万3千円の減額となっております。

次に、第3項特別利益をサンビューふじかわの車両の売却により、車両売却益70万円の計上となっております。

詳細は、別紙概要の番号9になります。

続いて、第1款病院事業費用ですが、第1項医業費用を538万1千円増額いたします。

詳細は、別紙概要の番号10から11の処遇改善・ベースアップ等による両病院の給与費が538万1千円の増額となっております。

次に、第2款介護老人保健施設事業費用ですが、第1項事業費用を357万9千円増額する補正であります。

詳細は、別紙概要により番号12と13の両老健の給与費が169万5千円の増額と、番号14と15番の新型コロナウイルスワクチン購入による両老健の材料費が188万4千円の増額により、合計357万9千円の増額となっております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の補正であります。

6ページをご覧ください。

まず、第1款病院事業資本的収入ですが、第1項企業債を640万円増額します。

詳細は、別紙概要により、富士川病院では番号16の医療機器等整備事業として570万円、市川三郷病院では番号17の医療施設設備整備事業70万円となっております。

次に、第1款病院事業資本的支出ですが、第1項建設改良費を640万円増額します。

詳細は、別紙概要により、富士川病院では番号18の手術用照明として570万円、市川三郷病院では番号19の薬局薬剤保管室空調設備更新工事として70万円となっております。

次に、予算第5条の企業債の補正であります。企業債の限度額を変更するものであります。

概要の企業債の備考欄にございますように、医療機器等整備事業で570万円増額のため、限度額を8,430万円から9千万円に、病院整備事業で70万円増額のため、限度額を7千万円から7,070万円に改めるものであります。

以上、議案第7号補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（鮫田洋平君）

提案理由および補足説明が終わりました。

これより議案第7号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

今年も残すところ10日余りとなりました。皆さまにおかれましては、輝かしい新年が迎えられることをご祈念申し上げ、令和6年第2回峡南医療センター企業団議会臨時会を閉会いたします。

皆さまのご協力に感謝申し上げます。

大変ご苦労さまでした。

本日は、これにて閉会いたします。

○経営管理局（久保真人君）

閉会にあたりまして、互礼を行いたいと思います。

ご起立ください。

相互に礼。

閉会 午後 2時32分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

峽南医療センター企業団議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員